

## 弥富市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成することにより、補聴器の早期装用を促し、もって聴力の向上、言語発達の支援並びに周囲とのコミュニケーション障害及びこれに伴う情緒障害の改善を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業による軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者（18歳の者にあつては18歳に達した日の属する年度の末日までの者）
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象外である者。ただし、片耳の聴力レベルが70デシベル以上で、他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の場合、または片耳の聴力レベルが30デシベル以上で他方の耳の聴力レベルが30デシベル未満の場合において、身体障害者手帳の交付の対象とならない場合も対象とする。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師（以下「指定医」という。）により、補聴器の装用が必要であると診断されている者
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器購入費等助成を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、対象者の属する世帯の中に、助成金の支給申請を行う月の属する年度（申請を行う月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割額の最多納税者の金額が46万円以上の者がいる場合は対象としない。

### (助成金の支給額)

第3条 助成金の支給対象となる基準額は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」

という。) 別表1 購入基準の表に掲げる補聴器の価格及び告示別表3 修理基準の表に掲げる補聴器の修理部位に応じた価格に、告示第3項、第4項及び第5項を準用して求めた額とし、告示別表中の「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度用」を含むものとする。

2 助成金の支給額は、前項の基準額又は補聴器購入等若しくは修理に要した費用のいずれか低い額の3分の2(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

3 助成金の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用を原則とするが、教育・生活上において真に必要と認められる場合は、両耳又は交互に装用できる。この場合における助成金の額は、左右それぞれについて算定した額を合算した額とする。

(助成金の申請回数)

第4条 補聴器の購入等に係る助成金は、次条第1号に定める指定医の処方があった場合にのみ申請できるものとし、耐用年数内は原則として申請できない。

2 補聴器の修理に係る助成金は、同一年度内に2回を限度として申請できるものとする。ただし、災害等本人の責任によらない事情により補聴器を毀損した場合を除くものとする。

(申請)

第5条 助成金の支給を希望する対象者の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。)は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、補聴器の修理に係る助成金を申請する場合は、第1号に規定する意見書の添付は要しないものとする(ただし、初回修理は除く)。

(1) 指定医が記載した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(第2号様式。以下「意見書」という。)

(2) 意見書中の処方にに基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(助成決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、支給の決定をした場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業支給決定通知書(第3号様式)を、支給を却下した場合は、軽度・中等度

難聴児補聴器購入費等助成事業支給申請却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の支給の決定通知を受けた申請者は、補聴器の購入等又は修理を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業請求書（第5号様式）に領収書又は領収書の写しを添えて、市長に助成金を請求するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。